



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 9 日 (火)
第 9093 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (212) (税務課) 2
	包括外部監査契約の締結 (213) (行政監察・法人指導課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (214) (福祉監査指導課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (4 件) (215~218) (農地・水保全課) 2
	県営土地改良事業計画の決定 (219) (〃) 3
	国土調査の成果の認証 (220) (〃) 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (221) (東部農林事務所) 4
	公共測量の終了 (222) (県土総務課) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (223) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (224) (〃) 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (225) (〃) 5
	介護老人保健施設の開設の許可 (226) (〃) 5
	介護老人保健施設の廃止の届出 (227) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (228) (〃) 6
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (229・230) (西部総合事務所農林局) 6
	森林病虫害の駆除命令 (231) (〃) 7
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 8

告 示

鳥取県告示第212号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県専修学校等奨学資金（決定番号4090006、4100027、4120007、4130004、4130022、4130028、4140027、4160028、4170016）、鳥取県母子福祉資金（決定番号A652636010）及び鳥取県看護職員修学資金（貸付決定番号准第612号、看第1558号、看第1610号）

3 委託期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

鳥取県告示第213号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 契約の相手方 住所 鳥取市吉方温泉一丁目561-2

氏名 上原 武

2 契約期間の始期 平成31年4月1日

3 費用の額の算定方法 932万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。

4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取北クリニック	鳥取市賀露町4012	平成26年10月1日

鳥取県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を平成31年4月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を平成31年4月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第217号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を平成31年4月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第218号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東郷土地改良区の定款の変更を平成31年4月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 船岡地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年4月9日から同年5月7日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすること。

鳥取県告示第220号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡大山町	平成29年度及び平成30年度	大山町（羽田井及び退休寺の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町羽田井及び退休寺の各一部	平成31年4月9日

〃	〃	大山町（宮内、平及び長田の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町宮内、平及び長田の各一部	〃
〃	〃	大山町（宮内及び坊領の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町宮内及び坊領の各一部	〃
東伯郡湯梨浜町	平成 28 年度及び平成 29 年度	湯梨浜町（大字藤津、大字松崎、大字中興寺及び大字久見の各一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字藤津、大字松崎、大字中興寺及び大字久見の各一部	〃

鳥取県告示第 221 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 9 日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業用水再編対策事業 大井手地区 農業用排水	平成 31 年 3 月 15 日

鳥取県告示第 222 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量 基準点測量
- 2 作業地域 米子市観音寺及び宗像
- 3 終了年月日 平成 30 年 10 月 31 日

鳥取県告示第 223 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	こころね訪問介護ステーション中野町	境港市中野町 5285-1	平成 31 年 3 月 28 日	訪問介護
〃	こころね訪問看護ステーション中野町	〃	〃	訪問看護
医療法人養和会	デイサービスセンター 仁風荘	米子市上後藤三丁目 5-1	平成 31 年 4 月 1 日	通所介護
日南町	日南町国民健康保険 日南病院通所リハビリテーション	日野郡日南町生山 511-7	〃	通所リハビリテーション

鳥取県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	こころね訪問看護ステーション中野町	境港市中野町5285-1	平成31年3月28日	介護予防訪問看護
日南町	日南町国民健康保険日南病院通所リハビリテーション	日野郡日南町生山511-7	平成31年4月1日	介護予防通所リハビリテーション

鳥取県告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
マリ医院	マリ医院	米子市淀江町今津150	平成31年2月28日	平成31年2月28日	訪問看護
〃	〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導
〃	介護老人保健施設まり	〃	〃	〃	短期入所療養介護

鳥取県告示第226号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日	サービスの種類
医療法人社団マリ医院	医療法人社団マリ医院 介護老人保健施設まり	米子市淀江町今津150	平成31年3月1日	介護保健施設サービス

鳥取県告示第227号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から当該施設を廃止する旨の届出があったので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	-------	---------

マリ医院	介護老人保健施設 設まり	米子市淀江町今 津150	平成31年2月28 日	平成31年2月28 日	介護保健施設サ ービス
------	-----------------	-----------------	----------------	----------------	----------------

鳥取県告示第228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
マリ医院	マリ医院	米子市淀江町今 津150	平成31年2月28 日	平成31年2月28 日	介護予防訪問看護
〃	〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導
〃	介護老人保健施設 設まり	〃	〃	〃	介護予防短期入所療養介護

鳥取県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

監 事 松 江 芳 高 米子市淀江町小波868

平成31年1月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 小 武 勝 米子市淀江町小波1242

平成31年3月22日就任 任期 平成34年6月19日まで

鳥取県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

退任した役員の氏名及び住所

理 事 内 藤 一 夫 米子市淀江町淀江566-3

〃 尾 澤 邦 明 米子市淀江町淀江632

〃 谷 田 稔 米子市淀江町西原518

〃 京 谷 耕 作 米子市淀江町西原1332-48

〃 池 口 稔 米子市淀江町西原729

〃 湯 浅 吟 次 米子市淀江町西原691-1

〃 田 原 操 米子市淀江町西原951

〃 林 中 昭 二 米子市淀江町小波984

〃 林 原 寛 米子市淀江町小波1012
〃 景 山 健 二 米子市淀江町中間636-1
〃 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96-1
〃 中 林 正 米子市淀江町中間434
〃 吹 田 学 米子市淀江町淀江175-2
〃 小 浜 正 光 米子市淀江町小波856
監 事 加 藤 雅 夫 米子市淀江町西原949
〃 小 武 守 米子市淀江町小波986
平成31年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 渡 瀬 亮 米子市淀江町淀江812
〃 尾 澤 邦 明 米子市淀江町淀江632
〃 陶 山 登 米子市淀江町淀江220
〃 谷 田 稔 米子市淀江町西原518
〃 京 谷 耕 作 米子市淀江町西原1332-48
〃 池 口 稔 米子市淀江町西原729
〃 田 原 操 米子市淀江町西原951
〃 林 原 寛 米子市淀江町小波1012
〃 小 濱 義 仁 米子市淀江町小波856
〃 景 山 健 二 米子市淀江町中間636-1
〃 高 西 史 郎 米子市淀江町小波96-1
〃 中 林 正 米子市淀江町中間434
監 事 加 藤 雅 夫 米子市淀江町西原949
〃 小 武 守 米子市淀江町小波986
平成31年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第231号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成31年5月27日から同年7月19日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び鳥取県西部総合事務所農林局並びに日吉津村役場及び大山町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成31年4月9日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年5月12日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
令和元年5月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	"	"	5人
令和元年5月27日 午後1時から午後 4時まで	"	"	"	"

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年5月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和元年5月14日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"
令和元年5月21日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"
令和元年5月28日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"
令和元年5月28日 午前9時から正午	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	"	"	3人

まで				
----	--	--	--	--

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。